

盛岡広域成年後見センター ニュースレター

第2号 令和2年10月30日発行

盛岡地域市民後見人養成講座、開講中です

成年後見制度の担い手として期待が寄せられている市民後見人の養成講座が9月24日（木）に開講しました。受講者は30名です。

講座は週1回、木曜日の開催で全9回（計50単位＝50時間）のプログラムで開講中です。

講座カリキュラムは、次のとおりです。

- ・市民後見概論 ・対象者の理解 ・法定後見と任意後見
- ・権利擁護の理念 ・財産法 ・家族法
- ・高齢者及び障害者虐待防止法 ・障害者福祉制度
- ・介護保険制度 ・関係諸制度（税・年金・健康保険等）
- ・対人援助の基礎 ・申立手続き ・成年後見の実務
- ・施設実習 ・市民後見人像 ・事例検討 等

講師には、後見を実践している実務家（弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門家）や関係機関の実務担当者に依頼して、より実務的で実践的な知識・経験を習得することを目指しています。

施設実習では、新型コロナウイルス感染防止のため、利用者の皆さんとふれあう時間は持てませんでしたが各施設の現状について、直接、お話を伺うことができました。

「飯岡・永井地域包括支援センター」「さくらの家」「千年苑」「となんカナン」「太田の園」の施設の皆様、ご協力ありがとうございました。（敬称略）

なお、修了式は、11月26日（木）の予定です。



市民後見人養成定期研修を開催しました

市民後見人養成講座を修了し、市民後見人候補者として名簿登録されている方や既に後見人として活動されている方を対象に例年、定期研修を開催しています。

今年度は、初の試みとして10月27日に二戸市のカシオペア権利擁護支援センターと合同で研修会を開催しました。

研修には、盛岡地区27名、二戸地区22名、計49名の方にご参加いただきました。

市民後見人として活動されている2名の方の実践報告では、受任から現在の支援の様子までを発表いただきました。その後のグループワークでは、後見人として活動するための課題や解決策等について活発な意見交換が行われました。参加者からは、「活動を知る良い機会になりました。」「自分にできるか不安ですが前向きに取り組んでいきたいと思います。」等の感想が寄せられました。今後も、当センターでは後見人活動支援の一環として各種研修会を開催していくこととしています。



市民後見人受任者調整に係る検討会議を設置しました

市民後見人が後見人を担うにふさわしいケースを検討する「盛岡広域市民後見人受任者調整に係る検討会議」を設け、毎月会議を開催し、受任者調整を進める予定としています。

この会議は、首長申立て等の案件について、家庭裁判所に市民後見人を後見人候補者として推薦することが適当かを検討するもので、会議の委員は、岩手弁護士会、岩手県司法書士会、岩手県社会福祉士会から推薦をいただいた3名で構成しています。

会議には、案件に係る市町の担当者及び本人情報シート作成者等の支援関係者にも出席をいただき、検討案件の具体的な状況等の説明をお願いしています。

これまでの開催状況は次のとおりです。

回	開催年月日	検討案件	左記のうち市民後見人が適当とされた案件
第1回	令和2年 8月19日	5件	3件
第2回	令和2年 9月25日	1件	1件
第3回	令和2年10月28日	1件	1件

【参考】市民後見人の選任状況

現在まで、盛岡家庭裁判所から4名の方が市民後見人として選任され、活動中です。いずれの方も専門職との複数後見となっています。

(令和2年10月31日現在)

整理番号	審判日	類型	審判内容
第1号	令和元年12月19日	後見	司法書士との複数後見
第2号	令和2年 3月12日	後見	弁護士との複数後見
第3号	令和2年 4月19日	後見	司法書士との複数後見
第4号	令和2年 9月 2日	補助	社会福祉士との複数後見

盛岡広域地域連携ネットワーク連絡協議会を開催、活動がスタートしました

認知症や障害などのため判断能力が不十分であっても、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう成年後見制度が必要に応じて適切に利用できる仕組みを構築していくために「盛岡広域地域連携ネットワーク連絡協議会」を10月28日に開催し、活動を始めました。当日は、弁護士会や司法書士会、社会福祉士会の専門職団体を始め、地域包括支援センターや民生委員児童委員協議会、医師会、銀行協会、社会福祉協議会、行政等の計21機関・団体にご参加いただきました。

なお、盛岡家庭裁判所及び日本司法支援センター岩手地方事務所（法テラス）には、アドバイザーとしてご参加いただきました。

会議では、当センターが活動の目標としている、成年後見制度が「利用しやすく、利用してよかった」を実感してもらえるよう①問題・異変の早期発見、②本人の意思の尊重、③身上保護の重視について考え、及びセンターを設置して半年間の活動並びに問題、課題について報告しました。協議の中では、制度利用促進の課題等も取り上げられ、意見交換が行われました。

参加機関が連携することにより、地域で困りごとを抱えた方が成年後見制度の利用にスムーズにつながっていくことを願っています。

また、このネットワーク連絡協議会の開催に先立ち、9月には盛岡市内3か所で「盛岡広域地域連携実務者ネットワーク会議」を開催し、地域包括支援センターや相談支援事業所等の皆様にご参加いただきました。

会議にご参加いただいた皆様はこの場をお借りして御礼申し上げます。

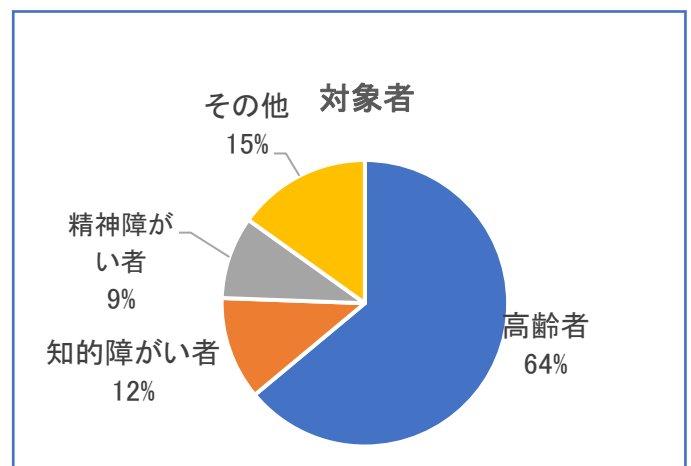
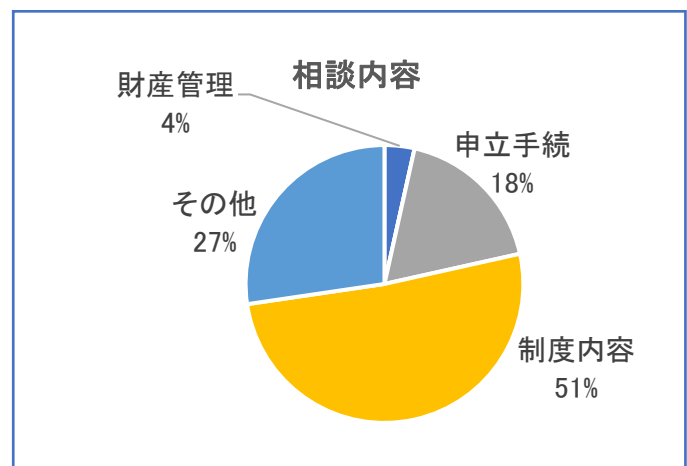
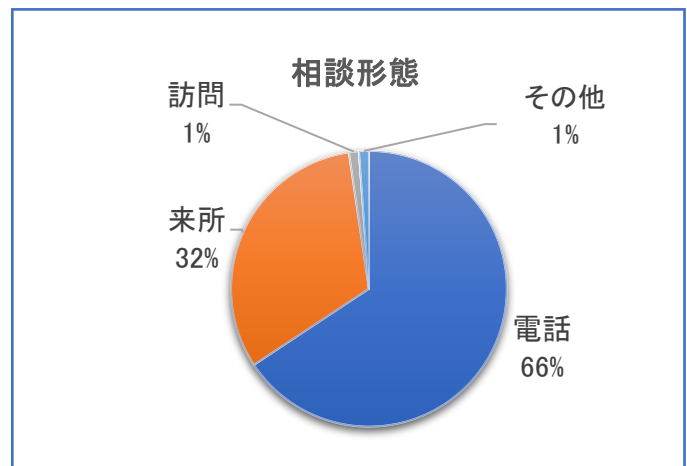


相談状況（令和2年4月20日～9月30日）

当センターにおいて4月20日の開所以降、9月末までに受理した相談は、172件でした。成年後見制度について知りたいというお問合せから具体的な申立ての手続きに関してなど、幅広く様々なご相談がありました。

相談の概要は、次のとおりです。

相談件数		172	
相談形態	電話	113	
	来所	55	
	訪問	2	
	文書	0	
	その他	2	
	相談内容	財産管理	6
	身上監護	0	
	申立手続	31	
	制度内容	88	
	その他	47	
相談者の住所地	盛岡市	120	
	滝沢市	31	
	雫石町	4	
	紫波町	8	
	矢巾町	4	
	その他	5	
	相談者	本人	22
家族		58	
地域住民		3	
行政		16	
地域包括支援センター		32	
相談支援事業所		5	
病院		5	
司法関係		0	
警察		0	
専門職等		1	
その他関係機関		10	
その他		20	
対象者		高齢者	110
		知的障がい者	20
		精神障がい者	16
		その他	26



5市町の担当者の皆様と情報交換を行いました。

9月25日に当センターが業務を委託されている5市町（盛岡市・滝沢市・雫石町・紫波町・矢巾町）との情報交換会を行いました。当センターからは相談状況を始め市民後見人養成講座や地域連携ネットワークづくりについての報告を行いました。5市町からは、市町村計画の策定状況や首長申立、報酬助成について話題提供がありました。新型コロナウイルス感染防止の関係でやっと持てた情報交換会でしたが、実務的な話し合いができた大変有意義でした。ご参加いただいた皆様、ありがとうございました。

講演会開催のお知らせ

テーマ「暮らしに活かそう成年後見制度」

成年後見制度って
どんな制度？

利用の手続きは
どうするの？

後見人さんは何を
してくれるの？

制度についての疑問や利用について、わかりやすくお伝えします。

日時：令和2年12月14日(月)
13時30分～15時00分

会場：ビッグルーフ滝沢
(滝沢市交流拠点複合施設 滝沢市下鶴飼 1-15)

講師：特定非営利活動法人成年後見センターもりおか
理事長(弁護士)石橋 乙秀

定員：先着100名
(事前申込は不要)



成年後見制度の相談を行っています。

- ・制度を利用したいので内容を詳しく知りたい
- ・申立てをしたいがどのように進めていけばよいか
- ・親族後見人になったが事務処理に不安がある など

- 相談方法
- ① 電話相談
 - ② 来所相談(具体的な相談は、来所による相談をお勧めします。)
 - ③ 出前相談(来所が難しい場合は、施設等へ出向くことも可能です。)

相談窓口 平日の午前8時30分から午後5時30分まで
※来所相談や出前相談をご希望の場合は、事前に連絡をお願いします。

電話 019-626-6112

FAX 019-656-0612

※相談にお車でいらした場合は、岩手教育会館の駐車場の利用に限り、1時間を限度として駐車券を差し上げます。



盛岡広域成年後見センター

〒020-0022

盛岡市大通一丁目1番16号

(岩手教育会館2階)

特定非営利活動法人成年後見センターもりおか内

電話 019-626-6112

FAX 019-656-0612

URL <https://www.koukennet.org>

